

〔小論文〕

小論文試験は、長文の読解力、それを前提とした分析能力および思考能力を判定し、かつ、分析・思考の過程および結果を的確に表現するための論述能力等を判定することを目的として実施する。

第1問では、「相対主義のパラドクス」と呼ばれる問題とは何かを踏まえて、真理の相対主義に関する議論を整理し、「ある論者」の主張と対比しつつ著者による考察と結論を分かりやすく記述することが求められる。第2問では、設問1との関連で、問題設定を適切に理解しているか、著者の主張を適切に理解し、賛否いずれかに適切に使用しているか、以上を踏まえて展開する自己の主張に論理一貫性があるか、また論拠が説得的であるかといった観点から記述されていることが期待される。

なお、本小論文試験は、法律学の知識を前提としたものではなく、法律学の知識の有無、法解釈の能力等を評価の対象とするものではない。

〔資質確認〕

本問は、受験者に対して、電子書籍の普及という身近なテーマについて電子書籍の長所と短所という切り口からの検討を求めることで、的確な判断力、柔軟な思考力、多角的な分析能力及び文章表現力という法曹に必要な基本的資質の素地を確認するものである。解答に際しては、電子書籍が今後更に普及した場合の世界と普及しなかった世界における書籍との向き合い方を具体的にイメージすることが求められる。

〔憲法〕

いわゆるヘイトスピーチ（憎悪的言論）規制の合憲性を問うもの。広くは、差別的表現規制の当否として検討されている問題である。条例5条、6条及び12条による表現の自由（憲法21条1項）の規制の当否が検討の中心になるであろうが、差別的表現規制の検討にあたってはとりわけ、規制の保護法益をどう解するか、それは法的規制によらずとも対抗言論により是正することはできないのか、政治的な言論に対する萎縮効果のおそれはないか、といった点を検討することが期待される。

〔刑法〕

財産犯に関する抽象的事実の錯誤に関するシンプルな事例の解決を目指して、必要な財産犯の基礎知識および各犯罪類型における構成要件的行為の理解を確認するとともに、これらの基本知識およびその理解に基づき錯誤事例において問題解決の論理プロセスを組み立てられるかを問うものである。

〔民法〕

第1問は、物権変動に関する基礎的理解を問うもの。「共同相続における相続人・第三者間の無権利関係、登記に公信力がないこと」、及び「民法899条の2第1項（遺産分割後に第三者が現れた場合における民法177条の解釈）（対抗関係・第三者の意義・背信的悪意者排除）」を正確に理解しているかを確認するとともに、これらの理解に基づき論理的な文章を組み立てられるかを問う問題である。

第2問は、取消しの効果に関する基礎的理解を問うもの。民法5条、121条、121条の2第1項・第3項の解釈を正確に理解しているかを確認するとともに、これらの理解に基づき論理的な文章を組み立てられるかを問う問題である。